

■危険物等取扱責任者資格認定について

沿海区域以上を航行区域とするタンカー（石油・液体化学薬品・液化ガス）に乗船する、**船長・一航士・機関長・一機士**或いは**これら以外の乗組員で、危険物の取扱に責任を有する者**については危険物等取扱責任者の資格認定が必要です。

船長・一航士・機関長・一機士 → **甲種**危険物等取扱責任者

上記以外で危険物の取扱に責任を有する乗組員 → **乙種**危険物等取扱責任者

認定に必要な書類は次のとおりとなります。

○甲種危険物等取扱責任者

- (1) 危険物等取扱責任者資格認定申請書
- (2) 船員手帳
- (3) 登録講習機関で受講した講習の修了証明書（**申請日以前5年以内に限る**）

※消防実習コースのみを受講した場合、消防実習のみ修了の限定が付きま

乗船される船舶の航行区域・職務に応じて受講されるようお気を付けてください。

(参考)

	船長・一航士		機関長・一機士
	座学	消防実習	消防実習
沿海	いずれか1名は必要	2名とも必要	2名とも必要
限定近海・近海・遠洋	2名とも必要	2名とも必要	2名とも必要

- (4) 乗船履歴を証明する書類（船員手帳等）

・ **申請日以前5年以内**の、資格を取得しようとする船種・部（甲板、機関）に応じた履歴が**3月以上**必要です。職務は、該当部の職員或いは部員であって部員が行う作業全般に関して責任を有する者（甲板長、操機長等）

※1ヶ月の教育訓練で認定を受ける場合は、教育訓練実施証明書（次頁）が必要です。

告示で定められた教育が必要であり、職務も定員外であることが明白でないといけません。

（例、危険物等取扱研修員（航海）、訓練員（機関）、員外航海士など）

外国人の方の申請の場合は上記以外に、

- (1) (2) + 締約国資格証明書、海事法令講習修了書、写真票（写真は3 cm×3 cm）で認定を受けることも可能です。

(様式例)

教育訓練実施証明書

(日付)

以下の者について、「船員法施行規則第9号表第1号1、第2号1及び第3号1の告示で定める基準」(平成23年国土交通省告示第1278号)に定める教育を実施したことを証明します。

1 教育を受けた者 国土 太郎 (訓練員(機関))

2 教育を実施した船舶 ○○丸

3 積荷及び揚荷作業の実施日時及び場所

1回目 積荷 ○年△月×日 □□□□港 揚荷 ○年△月×日 □□□□港

2回目 積荷 ○年△月×日 □□□□港 揚荷 ○年△月×日 □□□□港

3回目 積荷 ○年△月×日 □□□□港 揚荷 ○年△月×日 □□□□港

4. 告示に定める訓練の実施について

イ タンカーの構造及び設備

(実施日) ○年△月×日

(実施状況)

ロ 貨物の性状

(実施日) ○年△月×日

(実施状況)

ハ トリム及び復原性

(実施日) ○年△月×日

(実施状況)

ニ 荷役及び運送方法

(実施日) ○年△月×日

(実施状況)

ホ 検知器具及び保護具並びに消火器その他の消防設備の使用方法

(実施日) ○年△月×日

(実施状況)

ヘ 災害及び海洋汚染防止対策

(実施日) ○年△月×日

(実施状況)

教育訓練を行った者

(役職) ○○ ○○

船長による確認

船長 ○○ ○○

○乙種危険物等取扱責任者

- (1) 危険物等取扱責任者資格認定申請書
 - (2) 船員手帳
 - (3) 次のいずれかを満たすこと。
 - ・乙種取得講習機関で受講した講習の修了証明書の提示（申請日以前5年以内に限る）
 - ・消火に関する訓練＋申請日以前5年以内の3月以上の乗船履歴＋告示に定める基準を満たすことの船長証明
- ※船長証明は、船員手帳に記載或いは別途証明書（次頁記載例）を交付してください。

（船員手帳への記載例）

〇〇〇〇は、国土交通省告示1279号（H23. 12. 14）に定める基準を満たすことを証明する。

平成〇〇年〇月〇日 〇〇株式会社 〇〇丸 船長 〇〇〇〇

※告示に定める教育の内容

- a. タンカーの構造及び設備
- b. 石油及び石油製品、液体化学薬品又は液化ガスの性状
- c. 荷役及び運送方法
- d. 検知器具及び保護具並びに消火器その他の消火設備の使用方法
- e. 災害及び海洋汚染防止対策
- f. 関係法令の知識

外国人の方の申請の場合は上記以外に、

(1)(2) + 締約国資格証明書、海事法例講習修了書、写真票（写真は3 cm×3 cm）で認定を受けることも可能です。

(書式例)

告示に定める能力基準を満たすことの証明書

(日付)

以下の者について、「船員法施行規則(昭和22年運輸省令第23号)第九号表第四号1(2)及び第五号1(2)の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準」(平成23年国土交通省告示第1279号)に定める基準を満たすことを証明します。

1 氏名 ○○ ○○

2 雇入職名 ○○○○○○○

3 乗船期間

・○○○○年○○月○○日 ~ ○○○○年○○月○○日

船名:○○丸 (○○○○○G/T) 船種:○○タンカー

船長氏名(署名).....

■危険物等取扱責任者資格更新について

危険物等取扱責任者資格を受有されている方の有効期間は、**認定日より5年間**です。有効期間が切れる半年前から更新期間に入ります。

万が一、更新期間を過ぎますと資格は失効し再取得となります。海技免状と違い**失効講習等の救済措置はありません**ので、更新の手続きをお忘れ無くお願いいたします。

尚、通知等は行っておりませんのでご了承ください。

更新は、乗船履歴での更新または講習を受講しての更新2パターンとなります。以下必要な書類です。(甲種も乙種も同様となります)

- (1) 危険物等取扱責任者資格認定更新申請書
- (2) 船員手帳
- (3) 下記のいずれか
 - ・ **資格に応じたタンカー等に乗船した3月以上の乗船履歴**
(有効期間が満了する日以前5年以内のもの) を証明する書類 (船員手帳 等)
 - ・ 更新講習修了証 (有効期間満了する日以前5年以内のもの)